

財産の取得について

宜野湾港マリーナに整備する固定式一体型上下架施設を、次のとおり取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- | | | | |
|---|--------|---|---|
| 1 | 品 | 名 | 固定式一体型上下架施設（35トンクラス） |
| 2 | 数 | 量 | 1基 |
| 3 | 契約金額 | | 156,060,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | | 広島県福山市津之郷町大字津之郷258番地の4
日本ホイスト株式会社 代表取締役 村上正士 |

平成29年2月15日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

宜野湾港マリーナに整備する固定式一体型上下架施設の取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。